## 議案第23号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例

(特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例(昭和43年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表第1に次のように加える。

教育長	608,000円

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46 年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部を次のように改める。

教育委員会	委員	月額	37, 500	町長相当額。ただし、 十勝管内の市町村に日 帰り旅行をした場合の 日当は、次による。 (1) 幕別町内 650円 (2) 帯広市・音更町・ 池田町 1,000円 (3) 前2号以外の各町 村 2,400円
-------	----	----	---------	--

(幕別町議会委員会条例の一部改正)

第3条 幕別町議会委員会条例(昭和62年条例第12号)の一部を次のように改 正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(幕別町町民栄誉賞表彰条例の一部改正)

第4条 幕別町町民栄誉賞表彰条例(平成20年条例第34号)の一部を次のよう に改正する。 第3条中「町議会議長、副議長及び教育委員長」を「教育長、町議会議長 及び副議長」に改める。

(幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の廃止)

第5条 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和28年条例第11号) は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。)については、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間(以下「在職特例期間」という。)は、適用しない。
- 3 前項の場合においては、この条例による廃止前の幕別町教育委員会教育長 の給与に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に 関する条例、幕別町議会委員会条例及び幕別町町民栄誉賞表彰条例の規定は、 この条例の施行の際現に在職する教育長については、在職特例期間は適用せ ず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償 に関する条例、幕別町議会委員会条例及び幕別町町民栄誉賞表彰条例の規定 は、なおその効力を有する。